

論 説

東京裁判の弁護側

— 日本人弁護団の成立とアメリカ人弁護人 —

日 暮 吉 延

はじめに

一 日本人弁護団の成立

(1) 政府

(2) 弁護人

二 アメリカ人弁護人の登場

三 アメリカ人弁護人の抗議

おわりに

はじめに

当事者主義による刑事裁判が検察側と弁護側の相互作用であることは言うまでもない。東京裁判の首席検察官ジョセフ・B・キーナンは、みずからの無実を証明する機会もなく流刑に処せられたナポレオン・ボナパルトとは異なつて、東京裁判の被告たちには自己を弁護する機会が与えられたのだから、この裁判は公正であつたと訴えている。⁽¹⁾東京裁判を何とか正当化しようというキーナンの意図はさておくとして、被告が起訴事実に対する反撃と自己弁護のチャンスを獲得し

たことは、まぎれもない事実である。それは、枢軸国指導者の処理に関して連合国が裁判方式を採用したことの意義の一つであると言つてよい。

通常、被告人は弁護人を通じて防御をはかる。この点に関して、極東国際軍事裁判所憲章第九条d項は次のように規定している。

各被告人は、その自ら選択する弁護人によつて代理される権利を有する。ただし、本裁判所は、いかなる時でもその弁護人を否認することができる。……本裁判所は、公正な裁判を行なうため必要であると認めるときは、被告人のために弁護人を選任することができる。⁽²⁾

このように保証された弁護の成否は、被告個人にとつて、もちろん死活的な意味を持つていた。そして東京裁判の特殊性質上、弁護の成否は、日本という国家にとつても、ヴァイタルな意味を有していたはずである。それでは、日本側はどのようにして弁護態勢を形成していったのであろうか。これを検討することが、本稿の第一の課題である。

ところで、被告が弁護人をつける権利はニュルンベルクの国際軍事裁判でも認められていたが、その場合、弁護人はドイツ人に限定された。⁽³⁾これに対して、東京裁判では、アメリカ人弁護人が存在し、注目に値する活躍を示した点で大きく異なっている。高度の技術性が要求される英米法の公判を維持するには、やはりプロフェッショナルの存在が欠かせないし、その役割は英米法系の法律家にして初めて十二分に担いうるものであろう。

東京裁判のアメリカ検事補であったデイヴィッド・N・サットンは、こう述懐する。「弁護を行ったのは、二五名のアメリカ人弁護人……と七九名ほどの日本人弁護人であった。アメリカの法律家たちは、著しい勤勉さと知謀と誠実さをもって、このうえなく重大な犯罪のかどで告発された敵国指導者たちの代理人を進んで勤めようとし、また実際に勤めた。

そのことは、アメリカの法律家の最高なる伝統の賜物である⁽⁴⁾。また日本側の裁判関係者たちにしても、アメリカ人弁護人の役割を高く評価する点では、ほぼ一致している⁽⁵⁾。たしかに東京裁判での弁護活動にあつて、アメリカ人弁護人のプレゼンスはあまりにも大きかったのである。彼らアメリカ人弁護人に関する若干の問題を検討することが、本稿の第二の課題である。

本稿の基本的な目的は、開廷以前における検察側の政策決定過程と対比させようという意図から、同時期の弁護側の動向を把握することである⁽⁶⁾⁽⁷⁾。

そのために本稿は、以下のようにして分析を進めていくこととしよう。まず最初の第一節では、日本人弁護団が結成されるまでの過程に関する素描が試みられる。それは、アメリカ人弁護人が登場する前提ともなることであろう。次いで第二節では、アメリカ人弁護人が、なぜ、どのようにして登場したのか、という問題を扱う予定である。第三節では、裁判初期に一部のアメリカ人弁護人が辞任するのだが、その理由は何であったのか、という問題を検討する。特にこの最後の問題に関しては、これまでも多くの人間が言及しているけれども、後述のように実は種々の説が錯綜し、見解の一致を見ていない現状なのである。

一 日本人弁護団の成立

(1) 政府

「日本政府は、戦犯裁判については、すこしも積極的な動きかたをしなかつた。戦犯問題にふれるのを極度におそれた。連合国側のほう大な組織にたいして、戦犯容疑者たちは、個人々々が裸で対抗しなければならぬような形態だつた」とい

う指摘がある。⁽⁸⁾しかし、それは誤りである。

日本政府は、限定的とはいえ、早くから行動をとにかく開始した。連合国最高司令官ダグラス・マッカーサー元帥率いる占領軍の進駐以来、戦犯逮捕の嵐が吹き荒れ、被逮捕者の数は二千名を越えるとも予想された。⁽⁹⁾一九四五年一月三日に始まる終戦連絡各省委員会⁽¹⁰⁾でも戦犯問題がしばしば議題とならざるをえなかったし、⁽¹¹⁾外務省の外局である終戦連絡中央事務局の第一部は一月一日、「山下〔奉文〕大將ノ裁判ニ徴スルニ、本邦ニ於ケル裁判モ公開セラルヘキコト予想セラレ、其弁論判決振等ハ今後極メテ重大ナル影響ヲ生スヘキニ付キ」、被逮捕者の意向も考慮しながら弁護対策を立てようという態度を示している。⁽¹²⁾けれども、日本側の関係者たちには、とりわけ国際軍事裁判というものが一体どのように具体化されるのか容易に見当がつかず、彼らは文字どおり暗中模索の状態であったのである。⁽¹³⁾

まず日本政府は、東京裁判に関する統一見解を打ち立てなければならなかった。幣原喜重郎内閣のとき、内閣書記官長の次田大三郎、法制局長官の檜橋渡、外務省政務局長の田尻愛義、陸軍省軍務局長の吉積正男中將、海軍省軍務局長の保科善四郎中將らが「開戦当時ノ模様ニ付キ取調ベラレタルモノガ如何ニ答辦スベキカノ案文」について度々協議するのだが、ことの性質上「天皇ノ御責任ニ触レルコトガアル」ため、どうしても慎重にならざるをえなかった。⁽¹⁴⁾

そして、とりあえず、一九四五年一月二三日、「所謂戦争犯罪人（政治犯人）弁護方針」なる文書が決定される。けれども、それは、天皇に累を及ぼさないこと、国家に対する被害および個人に対する被害を極小化することを「根本目的」とし、戦犯処罰は国際法上不当であること、日本の開戦の正当性を明確化すること、戦犯の容疑を否定することを「基本方針」にするという、大雑把な基本ラインしか提示できないものであった。⁽¹⁵⁾

これをさらに詳述したものとして、終戦連絡幹事会が一月五日付で「戦争責任等に関する応答要領」を作成した。それは、日米開戦経緯——日本側は、アメリカが真珠湾攻撃をことのほか重視していることを察知していた——について敷衍した以外は、大筋で一月二三日の方針の延長線上にあった。そして、この「応答要領」が同日に「戦争責任等に関する

る件」として閣議決定され、政府の公式見解となったのである。⁽¹⁶⁾

この当時、日本側にとつての問題は、第一に、相手の出方が分からないことであつた。そこで日本側は、アメリカ戦略爆撃調査団の調査内容や総司令部（GHQ）——のちには国際検察局（IPS）が加わる——の尋問内容から、連合国側の意図を何とか察知しようと努めていく。⁽¹⁷⁾ また、一〇月二四日に終戦連絡中央事務局第一部が「裁判で証人を用いることは」山下大将ノ裁判ノ時モ認メラレテ居ツタ、目下、外務省デモ之ニ関シ研究中ナリ」と報告していることからも分かるように、それまでに遂行された戦犯裁判の事例から予測することで対策を練つた。こうして、一二月五日の終戦連絡各省委員会では、終連第一部で戦犯裁判を担当する中村豊一公使が「本席限り」の話だと断つたうえで「行ハレルヘキ裁判ノ内容……弁護人及通訳ノ問題等」について説明をしている。⁽¹⁸⁾ このころには、おぼろげながらも裁判のイメージが浮かびつつあつたのであろう。

さて、いま一つの問題は、敗戦直後の書類焼却に起因する（証拠の欠乏）——それは検察側のみならず日本側をも悩ませていた——である。この点に関しては、まず、外務大臣吉田茂と高柳賢三との協議の結果、日本政府が弁護団を直接援助することは難しいが、何もしないのも不適当だという理由から、一九四五年一二月、終戦事務の一環として終連第一部に法務審議室を置くこととなつた。法務審議室とは、外務大臣の監督下にあつて、戦争犯罪関係資料を各省から供出させ、GHQや弁護団に提供する機関である。この機関設置に関する一二月一四日の会合記録によると、弁護団は民間組織であるが、法務審議室と密接な関係を持つことが予定されていた。⁽²⁰⁾ さらに一九四六年二月九日には、内閣書記官長、法制局長官らが協議して、「閣議諒解案」を決定した。関係者に資料を作成させ、必要に応じてこれを弁護側に提供するというのである。⁽²¹⁾ かくして、たとえば、第二復員省のスタッフたちは、関係者の記憶から資料を複製したり、焼却を免れた公文書や私蔵文書を検索していったのである。⁽²²⁾

すでに少数の弁護人たちも動き始めていたが、いかんせん彼らは、特に陸海軍に関する知識を欠いていたから、政府の

援助なしには仕事を進められなかった。しかるに、一九四六年二月二十六日、キーンマンが終連第一部の太田三郎（二月に中村豊一の後任となった）に対して、「日本政府が弁護団に弁護資料を提供することは差し支えないが、弁護そのものに関与することはポツダム宣言違反となる」と釘を刺した。²³したがって、これ以後、予想されたこととはいえ、政府が弁護に直接関与することは不可能になってしまふのである。

ともあれ、このような日本政府の裁判対策があった。ただし、実際の個別具体的な対策準備となると、各組織ごとに行われていたのである。以下では、それぞれの活動内容を概観することとしたい。

第一に、外務省の動きである。外局の終連第一部は、一九四五年一月二日に前述の法務審議室、一九四六年二月一四日からは戦争裁判連絡委員会を設け、他省との連絡調整に努めた。外務省内にも、同年二月一四日に戦犯事務室と戦犯調査室が設けられ、戦犯容疑者の世話や資料研究などの業務にあたった。²⁴

外務省関係の裁判対策研究機関としては、一九四五年一〇月ごろ、財界の出資を得て組織された内外法制研究会が挙げられる。弁護に要する資料収集を行う組織であり、メンバーとして、鶴飼信成、高柳賢三、高木八尺、小野清一郎、信夫淳平、河合良成らの学者を擁していた。この内外法制研究会は、設置時の事情からすると、外務省系の団体であった。²⁵

第二に、旧陸軍省である。一九四五年一月一日に俘虜関係調査部を設けてから、翌年一月四日、第一復員省法務調査部が戦後処理に関する研究会を発足させた。省外の参加者には、松本重治や毛利英於菟、矢部貞治らがあり、入江啓四郎、和辻哲郎、鶴見祐輔、平野義太郎、信夫淳平といった面々も協力している。戦犯裁判を主たる研究対象として、一月二二日から討議を始めたが、そのころは松谷誠陸軍大佐が「戦争裁判の準備、何等中核者なし、思いやらる」と思わず日記に書く有様であった。松谷は以後、本格的な裁判準備を促進する必要を各方面に説いてまわっている。²⁶

第三に、旧海軍省の側では、すでに一九四五年九月一三日から戦犯裁判担当部局として海軍終戦委員会第七分科会を置いていた。そして翌年一月二五日、第二復員省官房臨時調査部が、海軍終戦委員会第五分科会のなかに弁護資料研究班を

組織し、旧海軍戦犯容疑者を弁護する具体的研究に着手した。高柳賢三、矢部貞治らが嘱託の特別委員であった。弁護資料研究班は、ニュルンベルク裁判の起訴状をモデルとして日本の場合の起訴内容を予測するなど、最も実践的な研究を進めていたと言われる。⁽²⁷⁾

ところで、こうした各組織の対策準備作業にすべて関わった人物として、一九四五年末に東京帝国大学教授を四三歳で退官したばかりの矢部貞治がいる。ここでは、彼の活動を第二復員省関係に限って参考としておこう。

一九四六年一月二一日、第二復員省の三代辰吉海軍大佐が高柳賢三の紹介を受け、矢部貞治に弁護資料研究班への参加を依頼した。矢部は、二五日の第一回会合から嘱託の特別委員となるが、「始めから僕を中心にしてくれとの事で弱る。忙しくなる」と、その気の重さを日記に綴っている。⁽²⁸⁾ 事実、これからしばしの間、海軍側からの資料提供や説明を受け、研究成果を第二復員省に報告するという具合に、彼は弁護調査の件で忙殺されることとなった。

総じて矢部の議論は、国際政治史の諸事実にもとづきながら、国際軍事裁判には実施の法的根拠がないという点を衝き、かつまた「侵略戦争」という汚名を歴史に残さないよう日本の立場を主張せよという趣旨であった。⁽²⁹⁾

そのために矢部は、「大東亜共栄圏」「東亜新秩序」概念や大政翼賛会の性質を説明しなければならぬと精力を注いだ。そしてまた、ニュルンベルク裁判の起訴状をサンプルとして、日本の場合の起訴内容をも予測したのである。⁽³⁰⁾ たとえば、二月五日に「日本戦争犯罪人起訴の予想」と題して報告した矢部の予測は、今日見ても、かなりの確であった。なお、矢部がこの報告の中で、海軍は「サイレントネイヴィー」の伝統を守り、陸軍を抑制する役割を果たしたのだと主張すべしと提言していることは、特に注目に値する。⁽³¹⁾ のちに弁護側の陸海軍が分裂するのは、この種の提案によるところが大きいと考えられるからである。

ともあれ、このような有識者たちの研究協力を得て、日本側は個別に裁判対策を進めていたわけである。

論 さて、こうした準備を踏まえて実際の公判を担うのは、言うまでもなく弁護人である。以下では、彼らの動向を検討し

なければならぬ。

民間団体の大日本弁護士連合会は、敗戦後まもなくBC級戦犯を扱う戦犯委員会を設けていたが、やがて、その機構を拡充し、A級戦犯裁判にも対処するようになった。幹部は、鶴沢聡明、清瀬一郎、高橋義次、林逸郎、菅原裕といった面々であった。そのうち、理事の林逸郎が司法大臣岩田宙造に対して、日本人弁護人を被告につけるよう執拗に運動し、果たして太田三郎がGHQに弁護人の選定許可を求める展開となった。とはいえ、冒頭に述べたとおり、弁護人選任の権利はニルンベルクと同様に保証されるわけであり、この点については何らの障害もなかったと言つてよいであろう。

日本社会党が戦犯の弁護を禁じる党議を決定するという一幕もあったが、³³ 弁護人は時間の経過とともに集まっていた。終戦連絡中央事務局による一九四六年三月一日付のA級戦犯容疑者弁護人「名簿」には、七六名の容疑者に対して四六名の弁護人が記載されていると³⁴。その出身は弁護士、判事、学者、官僚と多様であり、依頼ルートもまた容疑者個人の依頼、復員省や外務省を通じた依頼などと様々であった。³⁵

弁護人たちの仕事の条件は劣悪であった。一九四六年一月一日、終戦連絡中央事務局総務部長の井口貞夫がGHQに提出した覚書は、こう述べる。戦犯容疑者たちは資産がないために弁護人の選任権を享受できないだろう。そうすると、彼らを弁護するのはアメリカ人弁護人だけということになってしまうので、言葉の問題から意思の疎通を欠くであろう。だから日本政府が日本人弁護人の経費を支払いたい、というのである。³⁶ この提案の背景には、被告だけでなく、弁護人の生活自体もきわめて困難だという状況があった。³⁷ そのほかにも、弁護人は当初、警備上の理由から容疑者との面会も制限されていたし、なにぶん敗戦直後のことであるから、宿舎や事務連絡にも支障を来すという有様であった。³⁸

しかし最大の問題は、弁護人たちの方針が鋭く対立していたことである。一九四六年四月——おそらくは下旬——、弁護人会合が開かれる。ここで、海軍被告担当の高橋義次が次のような「弁護人一同の申合せ」を提案した。第一に、天皇の訴追・証人喚問を阻止し、第二に、「国家弁護を先にして個人弁護を二の次とすること」。これは、スガモ・プリズンの内側で嶋田繁太郎海軍大將がA級容疑者たちの意見を聴取し、まとめたプランであった。だが、「第二の提案の趣旨をどこまで貫くということは、個人の基本的人權を侵害するもの」だという三宅正太郎の反論を受けて、弁護団全体のコンセンサスを獲得しえなかった。つまり、「個人弁護を二の次」というくどりがボトルネックとなったわけである。

全体として弁護団の内部には、弁護方針で相対立する二つの集団があつた。すなわち、一方には、軍人被告を担当する「国家弁護」自衛戦争主張派があり、鶴沢聡明、清瀬一郎、林逸郎ら大日本弁護士連合会系の間からなつていた。弁護人滝川政次郎の証言によると、彼らは「自分は弁護士であるという自覚よりは、自分は日本国民であるという自覚の方が強かつた」のである。⁽³⁹⁾

他方は、外務省を中心として、文官被告を担当する「個人弁護」派である。この集団は、高柳賢三、三宅正太郎⁽⁴⁰⁾ら外務省系の内外法制研究会に属した人々からなつており、その方針も「国家弁護」派と対立関係にあつた。⁽⁴¹⁾ たとえば、吉田外相や岩田法相から弁護人就任を依頼された高柳賢三は、「侵略戦争とか、自衛戦争とかいう区別いかにかわからず、国際法はそれを処罰できない、というのがわれわれの立場でした。……世界を納得させるだけの議論をやるのが望ましい。……しかしこうした国際的視野から考える人は、弁護人の中でもそう多くはなかつたわけです」と、みずからの立場を説明している。⁽⁴²⁾

しかし、「国家弁護」派の急先鋒、林逸郎などにしてみれば、こうした「個人弁護」派の主張は、「戦争をしたのは、軍人と右翼とだけだ。その他のものは、脅かされて唯、踊らされたに過ぎない。それだから、右翼と軍人とだけを処罰して下さい」というのが本音であつて、「テンデ日本人離れをした」「売国奴的な態度」であるように見えた。⁽⁴³⁾

この両派の対立は、同年六月一八日の弁護団總會においても噴出し、まったく解決しなかった。その結果、責任者の鶴沢聡明や清瀬一郎が、統一は必ずしも必要ではないと考え、各委員会の運用によって対処していくこととなった。⁽⁴⁴⁾

思うに、△国家弁護▽と△個人弁護▽は必ずしも矛盾するわけではなく、二者択一すべきオプションでもないから、あるいは何らかの妥協点を見出せたかもしれない。実際、政府の統一見解は二つの方針を混在させていた。それにもかかわらず、この政策対立がいつこうに解消されなかったのは、派閥的な争いがそこに絡んでいたからであった。そもそも大日本弁護士連合会は、内外法制研究会が外務省の紐つきであることに反発を感じていて、これを牽制すべく独自の弁護人候補者を新聞発表するという経緯があったのである。⁽⁴⁵⁾ このころから、すでに△国家弁護▽派と△個人弁護▽派の対立の兆しがあったと見てよいであろう。

さらに言えば、軍人被告の場合ですら、陸軍と海軍では利害が一致しなかった。そして被告個人の見解にしても、徹底した個人弁護方針の被告——木戸幸一に顕著である——がいるなど、各自の方針は異なったのである。⁽⁴⁶⁾

こうした状況は、政府関係の人間にとって、頭の痛いところであった。第一復員省の松谷誠は、四月一日、松本重治、武村忠雄から、「陸軍は大陸に責任、海軍は戦争責任なし、日米開戦はソ連の謀略」という当時の見方を踏まえて「協同裁判対策の強調、泥試合は絶対禁物」だと助言された。この時期の松谷は、「逐次、思想統一困難、責任回避が問題」、「戦犯弁護人の経費上面並びに思想統一が痛、前途多難が予想せらる。中々、犠牲的人物に乏し」と、その懸念を日記に吐露しなければならなかった。⁽⁴⁷⁾

政策対立をはらみながら日本側弁護団が何とか形をなしたのは、「弁護人会」が発足した四月二四日のことであった。そして開廷翌日の五月四日、ようやく極東国際軍事裁判日本弁護団の結成を見る。団長は鶴沢聡明、副団長は清瀬一郎であった。⁽⁴⁸⁾

しかし、四月二四日付の第二復員省の文書が「各省、容疑者並びに之を取巻く者よりは勝手なる手記資料乱発せられ、

各省間、弁護士間共に殆ど横の連絡を欠き⁴⁷ある為、弁護士としては自然是等の統制も責任もなき資料を唯一の手懸りとし、而も容疑者個人の弁護を主体とする準備を進むるの結果となりあり⁴⁹と慨嘆していることから明らかなように、裁判直前にもかかわらず、各省間の連絡は滞って弁護人も分解状態という、統一的準備など到底できそうもない空気であった。そのうえ、弁護人の正式就任はかなり遅れてしまい、開廷翌日の五月四日の法廷で担当主任弁護人を紹介できた被告は二三名に過ぎず、翌五日に残り五名の弁護人が紹介されるといふ始末であった⁵⁰。

このように、弁護団が一応成立しても、検察側に比べて、弁護側の政策は著しく拡散し、また個々の複雑な人的・集团的対立が内在していたのである⁵¹。

そして弁護側には、もう一つの要素があった。すなわち、徹底した個人弁護⁵²を至上の使命と考えるアメリカ人弁護人である。

二 アメリカ人弁護人の登場

東京裁判にアメリカ人弁護人が登場したのは、いかなる経緯によるものであったのだろうか。この点、木戸幸一は「日本側の申出によるものか、米国側のイニシヤティブによるものかの経緯についてはよく知らない」と一九六四年に回想しているが⁵³、日本側関係者の従来の証言によると、アメリカ人弁護人の派遣は日本側による提案の成果であった⁵⁴。アメリカ検事補ソリス・ホーウィッツもまた、連合国側及び日本側の双方とも日本人弁護人がハンディキャップを負っていることを最初から認識していたから、アメリカは日本側の要求に應えて弁護人を派遣したのだと述べている⁵⁴。

英米法に通じず、法廷を支配するはずの英語も十分理解しない日本側が、本場のプロフェッショナルの援助が必要だと考えるのは、しごく自然のことであった。たとえば、当時の日本で英米法学の第一人者であった高柳などは、東京裁判が

「明らかに英米法の考え方にもとづいて起案されてきた」ことをいち早く察知していたのである。⁵⁵ 豊田隈雄の述懐によると、清瀬一郎ほか一部の弁護士はプライドが許さず反対したのだが、外務省——高柳は外務省系であった——がアメリカ人弁護人の必要を強く訴えた。そこで、終連が、すでに来日していた判事に対してアメリカ人ないしイギリス人弁護人を選任しよう要請したというのである。⁵⁶ これ以後の経緯は一次資料によって確認できる。

さて、代理裁判長のニュージールランド判事エリマ・H・ノースクロフトは、この要請を認めた。そして三月一日、マッカーサーに対して、十分な弁護と公正な裁判を実現するのにアメリカ人ないしイギリス人弁護人が必要だという提案は判事たちの見解と一致するものであると書き送り、経験と能力のある弁護人を派遣しよう要求したのである。

これに対して、三月一九日、マッカーサーはノースクロフトに太田の提案を承認する旨を伝えるが、その際、マッカーサーは次のように説明している。すなわち、自分はアメリカ陸軍省経由でワシントンの陸軍主任法務官のデパートメントに対して、すでに二月二一日、陸海軍人または文民の中から適格な弁護人一五名ないし二〇名を選抜しよう要求した。ワシントンは三月七日になって、文民主体の一五名を派遣する手配をしたと通知してきた。GHQ当局は、さらに二五名に増員するよう再度要求しているし、アメリカ人弁護人たちには旅行優先権を与えて早急な来日をはかるというのである。⁵⁷ ちなみに、ジョン・プリチャードは、このマッカーサーの覚書に言及される「太田氏」を根拠にして、アメリカ人弁護人派遣案を最初に提起したのは土肥原賢二担当弁護人の「太田金次郎」であったと述べているが、⁵⁸ これは太田三郎の誤りに違いない。その根拠は、第一に、日本人弁護団でこの種の重要事を提案するとすれば、よりシニア・クラスの人間が出向くはずであること、第二に、当時GHQ側と常時交渉しているのは太田三郎であったことである。

それにしても、ここで、ある疑問が生じる。すでに述べたように、ノースクロフトがマッカーサーに日本側の提案を伝達したのは、三月一五日であった。しかるに、マッカーサーはこれより三週間も前にワシントンにアメリカ人弁護人の選抜を求めているのである。こうして見ると、従来の日本側説明と矛盾せざるをえない。しかし、この矛盾は次の事実で解

消される。さきの一九四六年一月一日付の井口貞夫のGHQ宛覚書は「アメリカ人弁護人」に言及していたし、同日のキーナンと中村豊一（太田三郎の前任者）の会談でも、キーナンが「明日……アメリカ人弁護人のリストを作成するよう〔GHQに〕要求する」と確約している⁽⁵⁹⁾。そして二月二四日に太田三郎がキーナンに、米英の弁護人をつければ裁判所は「公平」になると力説しつつ、その派遣を正式に要請したのである。おそらくノースクロフトを通じた提案は、アメリカ人弁護人の件がなかなか進捗しなかったために日本側が再度提案したものであろう⁽⁶⁰⁾。

なお、太田の提案は、アメリカ人のみならずイギリス人も含んでいたが、マッカーサーの回答では、「管理上ならばに輸送上の問題」からアメリカ人が望ましいとして、アメリカ人弁護人だけを対象としている⁽⁶¹⁾。もともと、イギリスの場合、「このような訴訟手続きに従事することは法律上認められていなかった」のであって、イギリスが弁護人を派遣する可能性は皆無であったのである。

それでは、なぜアメリカは弁護人を派遣したのか。ホーウィッツは、アメリカ人弁護人をつけたことの「本来の目的」は、被告に「最高度の」弁護の機会を与えることであつたと述べているけれども、本場にそうした単純な動機しかなかったたのであろうか。この問題に関して、本稿は次の電報に注目したい。一九四六年四月九日、GHQ政治顧問部（POLAD）に勤務していた有能な外交官マックス・W・ピショップが國務長官ジェイムズ・F・バーンズに、弁護側の活動状況を次のように報告する。

起訴状の送達が立ち遅れているにもかかわらず（現在、期待されるところでは、起訴状は四月一五日に送達される）、拘留中のA級戦犯容疑者のほとんどが弁護人を選定した。弁護人たちは、みずから組織化し、いくつかの共通問題を議論してきた。彼らは、英語に流暢で英米法を広く経験するメンバーを欠いているので、有能なアメリカ人法律家……の助力を求め、外国の最近の法律資料にもアクセスしたいと要求している⁽⁶⁴⁾。

そしてビショップは、多くの日本人が危惧しているのは東京裁判が法的な裁きよりむしろ「政治的な報復」となることであると述べて、ワシントンの注意を喚起するのである。⁽⁶⁵⁾

ビショップの報告は四月付であるから、もちろん直接証拠にはなりえないが、それにもかかわらず、彼の判断はアメリカ人弁護士が登場した理由を物語っているように思われる。要するに、アメリカは、被告たちに十分な弁護の機会を与えなければ、「政治的な報復」という裁判評価が日本側に定着してしまうと恐れしたのであろうということである。「勝者の報復」という評価が定着することは、占領者アメリカにとって、何よりも避けたい事態であったからである。⁽⁶⁶⁾ こう考えれば、裁判所の「公平」を強調する前述の太田の二月二日付要請はアメリカ側のそうした不安を的確に衝くものであったということが明らかとなる。

しかしながら、アメリカ以外の関係国、とりわけ英連邦諸国にとっては、アメリカ人弁護士は不安な要因であった。一九四六年四月下旬、GHQに所属するアメリカ人弁護人の年収は六千ドルないし八千ドルになるだろうという新聞報道があった。⁽⁶⁷⁾ 英連邦検察官たちは、誰がその決定を下したかについて確実な情報を得られなかったものの、マッカーサーの独断によるものであろうと推測した。かくして、ニュージールランド参与検察官ロナルド・H・クイリアムは本国の外務次官アリスター・マッキントッシュ卿に自分の懸念を打ち明ける。クイリアムが恐れたのは、アメリカ人弁護士たちが裁判を著しく長引かせることであった。アメリカ人弁護士たちは、準備を整えるために、起訴認否^{アレインメント}手続きと公判審理開始のインターヴァルを長くとって欲しいと申請するであろう。そして、おそらく裁判所は、未到着のアメリカ人弁護人もいるという事情からして、この申請を拒否することができない。さらにまた、東京裁判に強烈なアメリカ的偏向が持ち込まれるであろうし、アメリカの訴訟手続きを考えれば明らかのように、技術的方策が最大限に利用され、果たして裁判が長引くことになるのである。⁽⁶⁸⁾

このように、アメリカとアメリカ人弁護士を一枚岩と見て、警戒心をつのらせる関係諸国もあった。しかし当のGHQ

でさえ、アメリカ人弁護人を厚遇したわけではなく、むしろ事実は逆であったのである。そのことは次節で明らかとなるであろう。

三 アメリカ人弁護人の抗議

弁護人の花井忠は「アメリカから見れば、仇敵の日本を、アメリカ人が公正に弁護しうるであろうかという危惧の念は多くの弁護人が占領軍の軍人であった事実からも、当初は払拭しきれないものがあつた」と回想しているが、そうした観念は日本側にいつそう強かつたであろう⁽⁶⁹⁾。そしてまた、各自アメリカ人弁護人一名を選択するよう求められた被告の側も当初のところは、アメリカ人弁護人のことを裁判所と日本人弁護人の仲介役だという程度にしか認識していなかつた⁽⁷⁰⁾。

アメリカ人弁護人は、一部は東京で、一部はワシントンでリクルートされた。前者のグループ約十名は、一九四六年五月三日の開廷以来、公判に出席していた。他方、後者のグループ一四名は同年五月一七日になって、ようやく来日する。

このころ、元横浜アメリカ軍軍法廷判事で当時はアメリカ人弁護団長であつたビヴァリー・M・コールマン海軍予備役大佐は、アメリカ人弁護人が公判手続きに正式に従事するためには、何としてもアメリカ人弁護団の法的地位を公に承認させなければならないと考えていた。

彼がそう考えたのには、理由があつた。第一に、次のような事情である。極東裁判所の書記局長ヴァーン・ウォルブリッジ陸軍大佐はGHQ参謀長リチャード・J・マーシャル陸軍少将の口頭命令に依じて、一九四六年四月五日、裁判所書記局の機構として弁護部 (Defense Division) を設置し、さらに同月二二日、コールマンを「首席弁護官」(Chief Defense Counsel) に任命する。ところが、五月一三日にいたるや、裁判所は検察側にも弁護側にも関与したくないとする裁判長ウィリアム・F・ウェッブ卿の指示によって、その措置は双方ともに撤回されてしまつた⁽⁷¹⁾。ウェッブは、書記局の措

置が指揮系統違いのGHQの命令によるものであったことに憤激したのである。しかも、コールマン——この時点で彼は特定の被告を担当していなかった——は、四月二十九日に起訴認否手続きを判事室で行うよう提議し、五月四日の公判ではアメリカ人弁護人を紹介したいと申し出る。しかし、これらもすべて、アメリカ人弁護人の法的地位があいまいである——裁判所の考え方によると、コールマンたちが弁護人であるためには、それぞれ被告個人から担当弁護人として正式に選任されねばならなかった——との理由から拒絶されていた。⁽⁷²⁾

第二に、コールマンは、アメリカ人弁護人がみずからの「名義上の依頼人の利益」にだけ関心を集中させ、「全被告共通の利益」を顧みないという可能性をすでに危惧していた。そしてまた、日本人弁護人の能力不足を認知し、公判の前途を憂えていた。だから彼は、全被告の利益保護を要求される弁護団のリーダーとしての職責に鑑み、弁護人たちのコントロールをはからなければならぬと考えたのである。⁽⁷³⁾

こうした状況で、コールマンは五月八日、裁判所を通じて、マッカーサーに裁判所憲章の修正を提案するのである。コールマンの提案は、憲章第三条に、もっぱら管理目的のためだけに極東裁判所の書記局に所属する「国際弁護局」(International Defence Section) という組織の設置を規定し、第八条に、裁判所での地位を有する「首席弁護官」の任命を定めて欲しいと求めるものであった。ことに後者の修正案は次のとおりである。

第八条c項

弁護人——国際弁護局の首席弁護官は、連合軍最高司令官によって任命され……被告の弁護活動に責任を有する。首席弁護官は、裁判所における地位を有するものとし、弁護局の他の連合軍弁護人もまた首席弁護官からの授権にもとづいて裁判所における地位を有するものとする。⁽⁷⁴⁾

この提案を見たウェップは、これは裁判所の決定をくつがえそうとするものだとして受けとつて、二日後に判事団会議を召集した。長い議論のあと、裁判所は、コールマンに至急、提案を撤回せよと迫つた。コールマンみずからが判事団の前で自説を主張するのだが、裁判所の立場は頑として変わらなかつたのである。⁽⁷⁶⁾

しかし事態は、これでは収まらなかつた。五月二〇日にアメリカ人弁護人の後発グループと先発グループが共同会議を開き、ここで以上のような状況が問題化したのであつた。その結果、コールマンは、即刻マッカーサーに直接会つて、このような状況の非を訴えなければならぬと決意した。そして同日中に、アナポリスの同期生でも著名な刑事事件専門弁護士であつたジョン・W・ガイダー（東條英機担当）を伴つて、GHQ参謀第一部（GI）企画政策部のR・カーシー大佐と会談することとなる。

要するに、問題は、弁護団の法的地位があいまいで、そのリーダーに何ら権限がないということであつた。だから彼らは、GHQの援助を仰ごうとしたのである。

しかしながら、その回答としてマッカーサーの出した五月二四日付覚書は、管理目的のためだけに弁護部をGHQ法務局に所属させ、コールマンを弁護人代表に任命するという「きわめて限定された権限」しか与えなかつた。さきのコールマンによる裁判所憲章の修正案が却下されたことは言うまでもない。そのため、二九日になると、コールマンとガイダーは、今度はGHQ法務局長アルヴァ・C・カーペンター大佐を訪問するのだが、やはり何の成果も得られなかつたのである。

コールマンは三〇日にいたつて、もう一度、マッカーサーの見解を思い知らされる。弁護団は裁判所の「直接の権限下で機能すべきだ」というのである。⁽⁷⁶⁾ところが、すでに述べたように、裁判所が自己の機構として弁護団を組織する見込みはない。コールマンにしてみれば、国際検察局がGHQの一部局としてマッカーサーに責任を負っているように、弁護側もマッカーサーのもとに所属させるべきであつた。さもなくば、効果的な弁護など望むべくもなく、アメリカ人弁護人た

ちの無統制な行動と無気力を招くだけであろうと思われた。

結局のところ、五月三十一日にいたって、コールマン、ガイダー、ヴァレンタイン・デイル、ノリス・N・アレン、チャールズ・T・ヤング、ジョゼフ・F・ハインズ、ホワイト、リーアルら、いずれもアメリカ海軍出身の弁護士たちは、「現状に対する自分たちの偽らざる懸念の証しとして」マッカーサーに辞任を願ひ出た。⁷⁷この直前、マッカーサー自身は、じかにコールマンたちの慰留をはかったけれども、彼らを翻意させることはできなかった。⁷⁸

しばしば指摘されるところによると、コールマンたちは「一流の法律家」であり、彼らが帰国してしまつたことは弁護側にとつて、まことに重大な損失であつた。そして彼らの辞任理由については以下のような諸説がある。

第一に、コールマンとアナポリスの同期生で当時はPOLADにいたウィリアム・J・シーボルトは、コールマンの援助要求をGHQが「頑強に拒絶して譲らなかつた」こと、後発グループとの意見の相違、を指摘している。⁷⁹

第二に、児島襄も、GHQとの対立を理由に挙げる。⁸⁰

第三に、重光葵は開廷直後にこう記している。「占領軍側は……弁護側は其の信認する団長によつて指導することを得る様に仕組んである様であつた。米人弁護人の人々はかかる遣り方を嫌つて、団長の必要のない事を主張して、遂にコールマン大佐は団長を辞して帰国するに至つた」⁸¹。この重光説の後段が誤りであることは言うまでもない。「団長の必要」をめぐつてアメリカ人弁護人が二つに割れていたというなら整合的だが、重光の記述はそうした状況を示してはいない。コールマンたちが「団長の必要のない事を主張し」たのではなく、その逆であつたことは、すでに明らかである。

第四に、ソリス・ホーウィッツは、前述した裁判所とコールマンの軋轢を原因として説明している。⁸²

最後に、ジョン・プリチャードとアーノルド・C・ブラックマンの見方がある。プリチャードは、他のアメリカ人弁護人たちはコールマンが「帝国」を築こうとしていると反発し、それが辞任の背景にあつたと述べる。⁸³また、ブラックマンも、アメリカ海軍が弁護側を指揮するという状況に他の勢力が憤激したとして、アメリカ内部のセクションナルな対立を強

調しているのである。⁽⁸⁴⁾

さて、これらを妥当性のあるものに限って大別すると、(一) GHQとの関係、(二) 裁判所との関係、(三) アメリカ人弁護人内部の対立、ということになる。そして本稿の立場は、GHQとの関係を重視するものである。

まず裁判所との関係を見ると、ウェップが「首席弁護官」という役職を撤回したことには、裁判所の威厳を高めるためにGHQの干渉を排除するという意味があった。また、ウェップがコールマンの審理関係の要求を認めなかったのは、彼の法廷における地位に問題があったからである。ウェップによると、被告の選任を受けさえすれば、問題は解消するはずであった。しかしコールマンは、それだけでは不十分で、検察側と同等の地位および権限を掌握することを欲した。もはや裁判所に期待しない彼は、国際検察局にしてもGHQの一部局なのだからと考えて、要求先をGHQに転じたのであろう。したがって、GHQの対応しだいでは、コールマンは辞任しなかったものと思われる。

次に、アメリカ人弁護人内部の対立という理由づけは、どうか。証言者も存在することから、当時、コールマンたちに反対するグループがあったことは事実であろう。むしろ、それゆえにこそ、コールマンは反対派を制御する必要もあつて、憲章修正を必死になつて提案したと考えれば、辻褄が合う。さらに言えば、海軍出身のコールマンたちが執拗に運動したことが、マッカーサーを不快にさせたのかもしれない。しかし、いずれにせよ、この内部対立は、あくまでも副次的な要因だと見るべきであろう。

直接にして最大の要因は、何よりもGHQとの関係であつた。コールマンとその部下たちは、何らの法的地位の保障もない状態に抗議するために——そして反対派を制御するためにも——マッカーサーに憲章修正を訴えた。しかし、それは、ほとんど相手にされなかつた。その結果、彼らは、検察側に比べて著しく低い自分たちの待遇に不満を抱いて、辞任を決定したのである。

それでは、GHQがコールマンの憲章修正要求を拒んだのは、なぜなのか。第一に、どう考えても、五月八日のコール

マンの要求は時期が遅すぎたのである。裁判所憲章は四月二十六日にすでに一度改正されたばかりであったし、まして五月三日に裁判は始まっていた。この時点で、もう一度、憲章を改めることは、まったく不可能であった。

第二に、コールマンが憲章修正を提案した時点では、裁判所がすでにマッカーサーの手を離れてしまっていたというところである。そもそもワシントンがマッカーサーに与えた権限は、判検事の任命権、檢察機関の設立権（檢察活動への関与を含む）、手続規程の制定権、判決の執行義務および変更権などであつて、裁判所や公判に対する指揮権を欠いていた。⁽⁸⁶⁾

そして、マッカーサーみずからが、すでに裁判所の独立性を承認していたのである。すなわち、ウェップはキーナンから、憲章に関連する疑義が生じた場合にはマッカーサーが裁判所に指示を出すのだと告げられて、いたく憤慨した。そこでウェップは、一九四六年三月五日、裁判所がマッカーサーの指示に拘束されるというのが真実であれば自分は辞任すると、マッカーサーを威嚇した。その三日後、マッカーサーは「裁判所の完全な独立を尊重する」と確約しているのである。⁽⁸⁷⁾

第三の理由は、GHQが占領管理の面から見て、弁護側を「国際弁護士」とする必要性を認めなかったということである。これに対して、檢察側の場合には、GHQが被告選定などに関して影響力を及ぼす必要がたしかにあったのである。

ともあれ、清瀬一郎とディール弁護人がスガモ・プリズンを訪れ、被告全員からコールマン辞任の署名承認を得たのは、開廷からおよそ一カ月後の六月五日のことである。このとき、東條英機が被告一同を代表してコールマンの労に対して謝意を表している。⁽⁸⁸⁾かくして、コールマン・グループは六月一三日、帰国の途にいたのであつた。

それ以外のアメリカ人弁護人は五月末に大体そろつた。⁽⁸⁹⁾重光葵担当のジョージ・A・ファーンズ、東郷茂徳担当のベン・ブルース・ブレイクニールは、開廷から開廷までを通じて仕事にあつた。東條担当弁護人は、ガイダーが帰国したことで、学究肌のジョージ・G・ブルウェットに変わった。日系二世のジョージ・山岡は、アメリカ人弁護団のまとめ役となり、日本人弁護団との調整に尽力する。木戸担当のウィリアム・ローガン、広田弘毅担当のデイヴィッド・F・スミス、大島浩担当のオーウェン・カニングム、南次郎担当のアルフレッド・W・ブルックス、畑俊六担当のフランクリン・

E・ウォーレンらも注目すべき弁護の手腕を振るった。以後は、彼らが日本人弁護団と協力して弁護活動をリードしていくのである。⁹⁰

おわりに

すでに明らかとなったように、日本側は暗中模索しながら、各組織が個別に裁判対策準備を推進していた。この裁判で歴史に汚名を残してはならないというのが、日本側の共通認識であった。したがって、弁護の成否いかんが内外に「極メテ重大ナル影響」を及ぼすと痛切に感じられたのである。

かくして、日本政府は早くから行動を起こし、統一見解を決定し、資料提供・弁護人選定ほかで弁護活動を支援した。その際、最善と思われたのは、各省間および弁護人間の密接な連絡が成り立ち、それぞれが連携していく統一的な弁護方式であった。

しかしながら、まことに皮肉なことに、弁護態勢は、準備が進捗するにつれて、かえって拡散していくという結果になってしまった。実務を進める各省は、個別に研究準備をした結果として、ある種のセクシヨナリズムに陥った。民間組織の弁護団もまた、政策的・人的・集団的な対立の渦の中から抜け出ることはできなかった。各被告の利害が同一ではなかったという事情は、こうした分解状態にいつそう拍車をかけた。そして開廷直前には「勝手なる」資料が乱発され、各省間・弁護人間の連絡もほとんど途絶えるという混乱状況に陥ることとなった。のちの公判で容易に足並みがそろわない日本人弁護団の状況⁹¹は、この時点ですでに萌芽が見えていたわけである。かくして、開廷までには、松本重治らの強調した「協同裁判対策」はついに成立しなかったのである。

このような日本側が準備段階において上げた最大の業績は、言語と英米法の二つの弱点を補うという単純明快な目的の

ために、アメリカ人弁護人の派遣を要請したことであったのかもしれない。

実際のところ、公判に突入すると、英米法に不馴れな日本人弁護人たちは、この「理論と速さの世界」に戸惑いを覚え、しばらくの間は迅速な審理についていくだけで精一杯という状態であった。⁽⁹²⁾したがって、遅れ馳せながら登場したアメリカ人弁護人の果たす役割がきわめて貴重なものとならざるをえなかった。事務的側面を見ても、公判中は和文速記録が弁護人の手に渡るのに二〇日から一カ月もかかったのに対して、英文速記録のほうは当日中に整理されたので、アメリカ人弁護人たちは即座にそれを活用することができた。彼らは、各自で秘書を持っていたせいもあって、効率よく事務処理をしたのである。⁽⁹³⁾

そもそもアメリカ人弁護人が実現したのは、アメリカが裁判の公平さに配慮した結果であった。しかし結局、連合国側からすると、彼らの活動は不愉快な要因となった。アメリカ人弁護人は、みずからの仕事に没頭し、果たしてクイリアムの子想どおりに技術的な駆け引きを駆使して、裁判を大変長引かせた。開廷一年後の一九四七年五月中旬にはマッカーサー自身も在日イギリス代表部長のアルヴァリー・ガスコイン卿に向かつて、東京裁判が長引いているのは「アメリカのいんちき弁護人たち」の策略が原因だと、その怒りをあらわにするほどとなるのである。⁽⁹⁴⁾

アメリカ人弁護人の置かれた立場が相当不利であったことは、コールマンらの帰国の経緯が如実に物語っている。公平という点では、国際検察局と同様に「国際弁護士」があつて然るべきであつたらう。しかし、それでも、東京に残ったアメリカ人弁護人たちは、決して条件のよくない仕事場であるにもかかわらず、プロフェッションナリズムにもとづいて十分な働きを見せた。そして、それに伴って、日本人の当初抱いたような、アメリカ人弁護人が本気で旧敵国人の弁護をしようのかという疑念も、やがて消え失せていったのである。たとえば、重光葵はスガモ・プリズンの監房の中で、「東京裁判は飽く迄、勝者が敗者を罰する軍事裁判で、普通の感念^{マツ}から裁判と称すべきではない。然し米人弁護人の熱誠なる弁護振りには米國デモクラシーの為に気焰を挙げたものであつて……日米将来の關係の融和に貢献することは頗る大と思はれ

る」と書いている⁽⁹⁵⁾。

そもそも英米法にあつては、検察側の証拠は審理開始後に初めて明らかにされるので、弁護人はそれを見てから弁護の具体的な方策を決定することを余儀なくされる。また弁護人は、検察側証拠に対する異義申し立て、検察側証人に対する適切な反対尋問をするよう迫られる。したがって、英米法の訴訟手続きに精通し、かつ有能な弁護人が必然的に必要とされるわけである⁽⁹⁶⁾。その際、有能な弁護人というのは、インスピレーションと直感で行動しているかに見えるけれども、実は道理にかなつた、理論的に正しい根拠にもとづいて反応しているものである⁽⁹⁷⁾。こうした点に鑑みると、検察側立証に有効な反撃を加えるにあつて、アメリカ人弁護人は絶対不可欠であつたのである。

ともあれ、開廷時にあつて、日本人弁護団は、ひどく混乱していた。アメリカ人弁護人は、いずれ裁判で際立つ存在になるとはいえ、その出足は明らかに遅れていた。そして、彼らの前に大きく立ちはだかるのは、各国の利害対立を経ながらも起訴状という共通政策を提出してきた国際検察局であつたのである。

註

- (1) Joseph B. Keenan *et al*, *Crimes Against International Law*, Washington D. C. : Public Affairs Press, 1950, p. 157.
- (2) 法務大臣官房司法法制調査部『戦争犯罪裁判関係法令集』第一巻「一九六三年」六四頁。
- (3) 同前、二四、二八頁。
- (4) David N. Sutton, "The Trial of Tojo: The Most Important Trial in All History?", *American Bar Association Journal*, Vol. 36: February 1950, p. 94.
- (5) たとえば、富士信夫『私が見た東京裁判』上巻、講談社、一九八八年、四四～四五頁。島内龍起『東京裁判』日本評論社、一九八四年、五七～八六頁。この点は、東京裁判に関する種々の著作で、まず例外なく指摘されている。
- (6) 本稿の対象に関わる公文書——特に日本側のそれ——はごく限られたものであるから、以下の叙述では証言および回顧などに多く依拠せざるをえなかつた。

- (7) 当該時期における検察側の政策決定過程に関しては、いずれ別稿を予定している。
- (8) 住本利男『占領秘録』毎日新聞社、一九六五年、三二〇―三二一頁。
- (9) Compare with *Foreign Relations of the United States, 1945 Volume VI*, Washington D. C.: Government Printing Office, 1969 (hereafter cited as *FRUS, 1945-VI*), p. 974.
- (10) この委員会には、外務省、陸軍省、海軍省、大蔵省、内務省、司法省、文部省、農林省、情報局ほかの課長クラスが出席している。
- (11) 「終戦連絡各省委員会議事録」、荒敬編『日本占領・外交関係資料集』第一巻、柏書房、一九九一年。
- (12) 「中央事務局第一部執務報告」、同前、第三巻、二七四頁。以下、必要に応じて、筆者が適宜、句読点を補っている。
- (13) 豊田隈雄『戦争裁判余録』泰生社、一九八六年、四八頁。なお本書は、法務省にある裁判関係の一次資料を多く記載しており、資料的価値が高い。
- (14) 太田健一ほか編『次田大三郎日記』山陽新聞社、一九九一年、一〇一、一一一、一二〇、一二三頁。
- (15) 「所謂戦争犯罪人（政治犯人）弁護方針」、豊田前掲書、五七―五八頁。
- (16) 豊田前掲書、五八―六一頁。栗屋憲太郎編『資料日本現代史』第二巻、大月書店、一九八〇年、三四一―三四三頁。
- (17) 豊田前掲書、六二―六八頁。
- (18) 「終戦連絡各省委員会議事録」、『日本占領・外交関係資料集』第一巻、一三〇頁。
- (19) 「終戦連絡各省委員会議事録」、同前、第二巻、八頁。
- (20) 「法的審議室に関する打合会に於ける審議要点」、豊田前掲書、六九―七二頁。ちなみに、一九四五年九月に戦犯容疑者たちの「思想統一」―すなわち、政府の統一見解―をはかる必要が提案されたとき、外相就任まもない吉田茂自身は「この点あまり技巧を弄せぬ方がよい」という意見であった。鈴木九萬監修『日本外交史』第二六巻（終戦から講和まで）鹿島研究所出版会、一九七三年、四五頁。
- (21) 「基礎的資料調整の件（閣議諒解案）」、豊田前掲書、七三頁。
- (22) 同前、七四頁。
- (23) 同前、九六頁。富士前掲書、一九頁、参照。
- (24) 豊田前掲書、七九頁。

- (25) 住本前掲書、三二一頁。
- (26) 矢部貞次日記刊行会編『矢部貞次日記 樺の巻』読売新聞社、一九七四年、二六頁。松谷誠『東京裁判や再軍備など』朝雲新聞社、一九八三年、九三―一三二頁。
- (27) 豊田前掲書、四九―五〇頁、八一―八二頁。部長、嘱託を含めた調査部職員は、一九四六年四月一日現在で六三名である。同前、七七頁。
- (28) 『矢部貞次日記 樺の巻』、四―七頁。
- (29) 同前、一六頁。豊田前掲書、八七頁。
- (30) 『矢部貞次日記 樺の巻』、八―三八頁。
- (31) 矢部「報告要旨」、豊田前掲書、八三―八七頁。
- (32) 林逸郎「闕魂——東京裁判と橋本欣五郎」考現社、一九五六年、二四頁。
- (33) 「高橋義次談話」、豊田前掲書、九九頁。
- (34) 豊田前掲書、九八頁。
- (35) 同前、九六―九八頁。住本前掲書、三二二頁。なお、外務省系の選考基準の第一条件は、英語を使える人物であったという。林前掲書、二三三頁。
- (36) Memo, CLO to GHQ, 10 January 1946, IPS Papers (I-D-S文書は粟屋憲太郎氏所有コピーによる) National Archives, Washington, D. C.
- (37) 幣原内閣当時、弁護士出身の法制局長官、檜橋渡が一千万円の資金を集めて弁護団を後援しようとする動きがあった。しかし結局、幣原内閣が倒壊し、この案は立ち消えとなる。菅原前掲書、一三六頁。その後の展開に関しては、林前掲書、二二―二八頁、豊田前掲書、一一二―一二三頁、参照。
- (38) アーノルド・C・ブラックマン、日暮吉延訳『東京裁判——もう一つのニルンベルク』時事通信社、一九九一年、八二頁。豊田前掲書、一〇二頁。
- (39) 滝川政次郎「新版 東京裁判を裁く」上巻、創拓社、一九七八年、一〇三―一〇四頁。児島襄『東京裁判』上巻、中央公論社、一九七一年、一二五―一二七頁。
- (40) ただし、判事出身の三宅正太郎は、理由は定かでないが、松岡洋右担当の小林俊三らとともに途中で辞任する。野村正男

『平和宣言第一章』日南書房、一九四九年、一九六頁。

(41) この点は、たいていの関係者が認めるところである。さしあたり、住本前掲書、三一四―三一六頁、参照。これに対して、菅原裕は、右翼系弁護士と外務省系弁護人の対立を否定する稀有の例であるが、それでも方針の違いが存在したことは暗に認めている。菅原前掲書、一三六―一三七頁。

(42) 住本前掲書、三一六頁。

(43) 林前掲書、二二―二三頁。

(44) 豊田前掲書、一〇五頁。

(45) 住本前掲書、三一―三二頁。

(46) 滝川前掲書、上巻、一〇六―一〇八頁。児玉誉士夫『獄中獄外』広済堂、一九七四年、二六〇―二六一頁、参照。

(47) 松谷前掲書、一三七頁。

(48) 豊田前掲書、九六―九八、一〇四頁。

(49) 「一級裁判弁護に関する大綱を至急決定すべき件」、同前、一〇三頁。

(50) 新田満夫編『極東国際軍事裁判速記録』雄松堂書店、一九六八年、第二号、三―四頁。第三号、五頁。

(51) なお、清瀬と鶴沢の人的対立もかなり尖锐であった模様で、ある弁護士団総会の席上、鶴沢が清瀬に向かって「それだから君は出世できないんだ」と罵声を浴びせたことがあるというし、鶴沢の弁護士団長就任も「不公正な手段」を用いたとの証言さえある。いずれにせよ、△国家弁護▽派の弁護士たちは、さらに鶴沢系と清瀬系に分かれていたと見られる。島内前掲書、四〇―四一頁。

(52) 木戸日記研究会編『木戸幸一日記 東京裁判期』東京大学出版会、一九八〇年、四四七頁。

(53) たとえば、豊田前掲書、一〇〇―一〇二頁。

(54) Solis Horwitz, "The Tokyo Trial", *International Conciliation*, No. 465, November 1950, p. 492.

(55) Kenzo Takayanagi, "International Military Tribunal", *Nippon Times*, 30 March, 31 March 1946.

(56) 豊田前掲書、一〇一頁。伊藤隆ほか編『重光葵手記』中央公論社、一九八六年、六二三頁。

(57) Memo, MacArthur to Northcraft, 19 March 1946, Sir William Webb Papers, 3DRL 2481, Australian War Memorial, Canberra, A.

C. T. (粟屋憲太郎氏と共同調査収集) : Memo, Coleman to SCAP, 31 May 1946, FEC Papers. (国立国会図書館憲政資料室所蔵)

- イタロロニッツェ)
- (58) R. John Prichard, *An Overview of the Historical Importance of the Tokyo War Trial*, Nissan Occasional Paper Series No. 5, 1987, p. 24.
- (59) Memo, CLO to GHQ, 10 January 1946, *op. cit.*; Memorandum of Conference, 10 January 1946, IPS Papers.
- (60) Memo, Ohta to Keenan, 14 February 1946, IPS Papers. 日暮前掲訳書「八四頁」。
- (61) *Ibid.*; Memo, Coleman to SCAP, 31 May 1946, *op. cit.*, p. 6.; Memo, MacArthur to Northcraft, 19 March 1946, *op. cit.*.
- (62) Transcript, Far Eastern Commission, Committee No. 5, 25 June 1946, FEC Papers. また「時期が定かでないが、イギリス弁護士会が「総会で、戦犯弁護は一切引受けないと申合わせた」という説もある。一又正雄「バル判決の背景」(東京裁判研究会編『共同研究、バル判決書』上巻、講談社、一九八四年)、五三頁。
- (63) Horvitz, *op. cit.*, p. 492.
- (64) *FRUS, 1946-VIII*, Washington D. C.: Government Printing Office, 1971, p. 429. この部分は「政治顧問部のT・L・ブレイクモアが起草したものである」。
- (65) *Ibid.*, p. 429.
- (66) 日暮吉延「極東国際軍事裁判所構成国の条件」(日本国際政治学会編『国際政治』第九五号「中ソ関係と国際環境」、一九九〇年)、同「国際軍事裁判の思想」(日暮前掲訳書、所収)、参照。
- (67) 林逸郎の証言によると、アメリカ人弁護人の年収額はもう少し低い。しかし、それでも、日本人弁護人と比べれば、はるかに好条件であった。林前掲書「二七頁」。
- (68) Quilian to McIntosh, 24 April 1946, Robin Kay ed., *Documents on New Zealand External Relations, Volume 2*, Wellington: Government Printer, 1982, pp. 1563-1564. なお、弁護側が準備期間を延ばすよう裁判所に申請するたろうというクイリアムの予測は、一九四六年六月三日の法廷において的中する。『極東国際軍事裁判速記録』、第八号、三三三頁。
- (69) 花井忠「戦犯を弁護した米人」(花井忠先生追想録刊行会編『花井忠』中央大学出版部、一九七七年)、一一八頁。『木戸幸一日記 東京裁判期』、四四六頁、参照。
- (70) 前掲『重光葵手記』、六二三頁。
- (71) のちに判事団は、「首席弁護官」という用語も誤りだとして、「弁護部部长」(administrative head of the Defense Division)に

- を著せ、卷四十九。IMTFF, Secretariat Memo No. 1, by Hanley, 5 April 1946; IMTFF, Secretariat Memo No. 2, by Hanley, 22 April 1946; Minutes, IMTFF, 10 May 1946, at 15:00, Sir William Webb Papers, AWM.
- (72) Memo, Coleman to SCAP, 31 May 1946. *op. cit.*; Proceedings, IMTFF, 29 April 1946; Memo, Coleman to SCAP, 8 May 1946; Minutes, IMTFF, 10 May 1946, at 15:00, Sir William Webb Papers, AWM.; Horwitz, *op. cit.*, p. 492. 『極東国際軍事裁判速記録』、第二号、四頁。
- (73) Memo, Coleman to SCAP, 8 May 1946, Sir William Webb Papers, AWM.
- (74) *Ibid.*
- (75) Minutes, IMTFF, 10 May 1946, at 10:00, at 15:00, Sir William Webb Papers, AWM.
- (76) Memo, Coleman to SCAP, 31 May 1946. *op. cit.*, pp. 6-7.
- (77) *Ibid.*
- (78) 日暮前掲訳書、一三三～一三三頁。
- (79) ウィリアム・J・シーボルト、野末賢三訳『日本占領外交の回想』朝日新聞社、一九六六年、一三五～一三六頁。さらに菅原前掲書、二二三頁、参照。
- (80) 児島前掲書、上巻、一八七頁。
- (81) 『重光葵手記』、六二三頁。
- (82) Horwitz, *op. cit.*, p. 492.
- (83) Prichard, *op. cit.*, pp. 25-26. 清瀬一郎『秘録東京裁判』読売新聞社、一九六六年、三〇頁、参照。
- (84) 日暮前掲訳書、一三三～一三三頁。
- (85) 同前、一三二頁。
- (86) 日暮吉延「連合国の極東主要戦争犯罪裁判に関する基本政策」(日本歴史学会編『日本歴史』第四九五号、一九八九年)、五九～六〇、六九～七一頁。
- (87) D. Clayton James, *The Years of MacArthur, Volume III: Triumph & Disaster 1945-1964*, Boston: Houghton Mifflin Company, 1985, pp. 102-103.
- (88) 重光葵『巣鴨日記』文藝春秋新社、一九五三年、一七頁。『木戸幸一日記 東京裁判期』、一〇七頁。

- (89) 『重光葵手記』、六二三頁。
- (90) 彼らの活動に関しては、日暮前掲訳書、参照。
- (91) たとえば、滝川前掲書、上巻、一〇八頁、参照。
- (92) 島内前掲書、二八―三二頁。
- (93) 菅原前掲書、二二八―二二九頁。
- (94) *Gascoigne to Foreign Office, 15 May 1947, LCO 2/2992, Public Record Office, Kew, London.* 日暮吉延「バル判決再考」(伊藤隆編『日本近代史の再構築』山川出版社、一九九三年)、三九二―三九三頁、参照。
- (95) 『重光葵手記』、六二四頁。
- (96) 奥原敏男「国際軍事裁判——条例及び訴訟——における手続上の諸問題」(国際法政研究会編『国際法政研究』第一〇号、一九七〇年)、三―四頁。
- (97) Robert E. Keeton, *Trial Tactics And Methods, Second Edition*, Boston: Little Brown, 1973, p. ix.